

陳 情 文 書 表 (2 5 - 3 - その 1)

- 1 受理番号 陳情第7号 令和7年6月30日受理
- 2 件 名 林地開発に関する陳情書
- 3 陳 情 者 住 所 君津市中島825-5
氏 名 半澤 慎一 外33名

4 趣 旨

私たちの住む中島地区の住宅地に近接する林地に、太陽光発電施設を建設する計画が、住民が知らない間に約10年前から進行していました。

私たち住民がその計画を知ったのは、令和6年10月6日付である会社から突然送付されてきた一枚の「工事のお知らせ」なるものを受け取った時です。計画されている場所は、住宅地に近接した急傾斜地であり土砂災害警戒区域等指定箇所になっている非常に危険な区域です。この事業予定地の一帯が開発に伴って、大雨や局地的な豪雨の際に傾斜地が崩れる土砂災害や、周辺の水路へと流れ込む水量の増加に大きな影響が発生して、流域の冠水、浸水被害が拡大する危険が高まることを危惧しています。

傾斜地や土地の形質が変更された場所への太陽光発電施設の設置は、土砂災害に対する危険性が高まります。事業終了後の施設の撤去に至るまで、将来にわたり様々な問題が発生する可能性を否定できません。事業者が責任をもって、異常気象や地震などの影響による災害を確実に想定した対策を講じながら、将来にわたり地域住民の安全を確保できるとは限りません。実際に、事業者は発電施設を設置したあとにその施設を他の事業者に転売すると明言しています。

県や市に問い合わせをしてきましたが、発電施設の規模、林地の伐採伐根面積の規模が法によって規制される範囲より小さいために、県や市には、土砂災害警戒区域等指定箇所であっても、この開発を制限する条例がないことがわかりました。

しかし、実際に住んでいる私たち住民は、以下の点において大変な不安をかかえています。

1 事業者は、信頼をおけない企業であること。

具体的には、

- (1) 事業者は我々住民に事前相談や通知なしに計画を進めるなど、国のガイドラインに従っていないこと。
- (2) そのことを事業者に指摘しても、市に条例がないので説明する義務はないと言うなど、住民に対する誠意がないこと。
- (3) 事業者は10年前に国の認定を受けた場所とは異なる場所に、建設をしようとしていること。
- (4) 事業者は静岡県伊東地区で事故を起こし、住民に誠意ある対応をしていないこと（現在も住民と裁判で係争中）。
- (5) やっとのことで開催にこぎつけた住民説明会では、事業者の担当者が住民の知りたいことや質問にほとんど答えられなかったこと。

(6) 昨年11月、我々住民が事業者に対して提出した質問状に対し、半年以上経った現在も何の連絡もないこと。

(7) 事業者は工事を始めるにあたって、私道の利用や使用後の補償、排水工事や土砂防止のための工事など、工事に関する具体的な話を一切しないこと。

(8) 事業者は、万一災害が発生して被害が住宅地に起きた場合の補償など、一切説明がないこと。

2 令和4年から6年の3年間だけでも上記事業者一社に限っても、君津市に対しての林地伐採の届出件数が11件もあることから、市内において当地と同じような問題、すなわち住民が知らない間に計画をすすめて、突然工事を始めようとするのが実際に起こっている、またはこれから起こる可能性が非常に高いこと。そしてそのことによって、市民の生命と財産をおびやかす恐れがあること。

したがって、君津市議会に対して次のとおり陳情します。

1 無秩序な太陽光発電等の設備の設置の抑制を図り、もって住民の良好な生活環境を保全し、及び安全かつ安心な生活を確保することを目的とする条例を制定すること。

2 その条例の中において、太陽光発電その他の開発事業者は、事業計画段階から地域住民への住民説明会を義務とすることを含めること。

5 付託委員会 建設経済常任委員会